包括外部監査の結果に基づき知事が講じた措置の通知内容

平成18年5月

東京都監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、東京都知事から通知があったので、通知内容を次のとおり報告する。

平成18年5月29日

東京都監査委員 樺 山 たかし

同 土 屋 たかゆき

同 三 栖 賢 治

同 筆 谷 勇

目 次

		貝
第1	報告の内容	
	平成15年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	下水道事業の経営管理について	
	下水道局	2
2	農林水産事業の補助金等について	
	産業労働局	1 6
3	監理団体の経営管理について	
	東京都下水道サービス株式会社 【下水道局】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
	財団法人東京都農林水産振興財団【産業労働局】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 8

第1 報告の内容

平成15年度包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

		指摘等	措	置 状	況
テーマ	監査対象(所管局等)	件数	改善済	改善中 中 一部改善済	未 措 置
下水道事業の経営管理	下水道局	42	42	0	0
農林水産事業の補助金等	産業労働局	30	30	0	0
	東京都下水道サービス㈱	18	18	0	0
監理団体の管理運営	脚東京都農林水産振興財団	17	17	0	0
	小 計	35	35	0	0
合	計	107	107	0	0

総括表 - 1 -

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-1 (17)		不稼動資産の会計 処理と跡地等の有効 利用	休止している施設として、芝浦処理場(汚泥処理工場・ポンプ棟)、南千住ポンプ所、青海ポンプ所、小菅処理場汚泥処理工場がある。 これらの不稼動資産の減耗費処理等を行い、財政状態および経営成績を適正に示すべきである。 また、再利用計画がない又は、設備機能を現に有していない場合は、処理場跡地等の有効利用を積極的に図られたい。	休止している施設のうち、南千住ポンプ所、青海ポンプ所については、平成16年3月末に固定資産の除却を行った。南千住ポンプ所は、現在撤去工事中であり、更地にした上で売却する。青海ポンプ所は、施設上部及び放流渠の撤去が済み、引き続き下部躯体部分の撤去工事を行い、平成18年度に港湾局に返却する。 芝浦水再生センター汚泥処理工場・ポンプ棟は、現在行っている撤去工事の後に、10年間の事業用借地権により賃貸する予定であり、固定資産の除却については、平成17年度末に行う。 小菅水再生センター汚泥処理工場については、局内にて汚泥処理の集約が終了するまでの間、バックアップ施設等として活用していく。 * 下水道局では、平成16年4月より「処理場」の名称を「水再生センター」に変更している。	改善済
1-2 (21)	意見	長期未供用建設仮 勘定の整理促進	長期未供用となっている背景には、様々な不可避的な要因が重なったこともあるが、建設仮勘定の中で長期に渡って未供用となって 設仮勘定の中で長期に渡って未供用となって 設仮勘定の中で長期に渡って未供用となっ水 道42億円あり、森ヶ崎・小菅処理場のよう。 工事完成後20年以上経過しているものもある。 長期未供用施設は、経済的資源を非効率 的、非経済的に資金を使用していることを 味するので、高度処理施設や合流式下水道の 改善施設として積極的な転用を促進するな と、未供用の施設の有効的な供用に努められ たい。		改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-3 (29)	思兄	未利用地と代替地 の金利負担を含めた 原価管理と有効活用 の必要性	977億円、流域下水道事業の代替地が簿価で 49億円ある。近年(例えば5年以内)、事業 着手が見込まれていない未利用地について有 効な利用が検討されるべきものと考える。 未利用地について、①「有効活用プロジェ クトチーム」をつくり未利用地の有効活用を 図る ②金利負担や維持管理費用を含めた原	用地について有効活用策を実施した。 また、未利用地の原価管理についても、平成16年1月より実施している。 例えば、未利用地について、区部では、売却3件(旧用賀庁舎跡地ほか、売却額2,884百万円)、貸付1件(加平ポンプ所拡張用地、契約金額10百万円/年)、流域では、3回の公募により、4	北美汶
1-4 (31)	意見	資金の経済的・効 率的運用の実施	平成14年度末預金残高は1,219億円であり、企業債の償還方法の変更によって償還金の一部が内部留保されているため、手許資金に余裕がでてきている。 この手許資金は、今後、満期償還の準備金として管理しなければならないが、全額預金しておく必要はなく、一部は新たな企業債の発行抑制等に振り向けることが可能である。手許資金について有効活用を図られたい。	平成16年度末の企業債残高は、平成14年度末に対し2,152億円削減し、この結果、支払利息等を20,662百万円減少させた。また、受取利息等は運用方法の改善により、現金預金の残高が691億円減少(△56.7%)したにもかかわらず、平成14年度の27百万円に対し、平成16年度は23百万円と4百万円の減少(△14.8%)にとどめた。以上により、合計20,658百万円の経済効果を上げることができた。	改善済
1-5 (34)		野川処理区の建設 負担金問題の早急な 整理解決	武蔵野、三鷹、府中、小金井、調布、狛江市の下水は昭和47年から森ケ崎処理場で処理しているが、各市は、建設費負担金を支払っていない。 複雑な背景があるが、結果として30年にわたり関係市が建設費を負担していないことは適切な措置ではない。 関係各市と速やかに協議を図り、早急に建設費相当額の負担を求められたい。	平成16年7月13日に関係各市から同意を得て、平成16年第三回 都議会定例会で負担金について議決を得た。負担金は、平成17 年度末には収入される見込みである。	

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-6 (36)	思兄	る都民の理解を深め	め、水質表示や下水道の流下機能を阻害する 原因となる油の処理などは、都民が理解しや すく表示し、ホームページ等を活用し広く公 開することを検討されたい。	ホームページの「数字で見る東京の下水道」では、用語の解説として魚が生息可能なBOD濃度を紹介するなど、具体例を示すとともに、「下水道財政のしくみ」では、財源や下水道料金について、わかりやすいよう解説を加えた。 また、経営計画やクイックプランなど主要な施策や計画については、イラストや図を活用するなどの工夫を行った。 今後も積極的なPRに努めるとともに、お客さまにわかりやすい表示となるよう工夫を図っていく。	改善済
1-7 (36)	意見	な開示による説明責 任の遂行と経営指標 目標値の設定による	下水道局は、都の一般会計からの繰入金および国庫補助金を受け下水道事業を経営する地方公営企業であり、最大限の経営努力がいめられると同時に重い説明責任を負っている。 従って、公営企業会計基準に基づき都民に対して理解しやすい財務諸表をより積極的に開示することを検討されたい。 また、経営効率性の目標となる指標を具体的かつ明確に定めて開示し、実績との差を分析して、経営へのフィードバックを図られたい。		改善済
1-8 (38)	意見	出張所業務の民間 委託の推進	出張所業務の人件費を直営と委託で単純に 比較すると委託のほうが一人当たり155万円 安い。 既に一部は委託されているが更に委託可能 な業務があり、これらの従事職員120人で計 算すると約1億8千万円の経費が削減できる。 判断業務、指導・監督業務等は都が行い、 その他の業務は可能な限り民間委託を推進す ることを検討されたい。	出張所の統合を行い、出張所業務の効率化を図った(30か所→23か所)。また、都が直接行うべき業務を除き、出張所業務を委託することとし、現在2か所を委託している。 今後も業務内容を勘案しながら、出張所業務を順次委託していく。	改善済

下水道事業の経営管理について

[下水道局]

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-9 (40)	意見	区部処理場の業務 委託の促進	流域下水道の処理場は、運転管理業務、保全業務等について業務委託が行われているが、区部の処理場は汚泥処理業務等のみの委託にすぎない。 区部の処理場についても、行政が行うべき判断業務とその他の業務に分類し、委託可能なものは外部委託を推進するよう検討されたい。	汚泥処理に係る委託範囲の拡大を行うとともに、雨水の流入がない分流式水再生センターの委託(試行)に向け、委託業務範囲やスケジュール等の整理を行い、平成18年度に委託する。	改善済
1-10 (45)		原議書等における 押印手続き等の簡素 化	原議書の押印手続きは、内部牽制上の必要 最低限にし、事務の迅速化、簡素・効率・合 理化を検討されたい。	起工原議における決定関与者の見直しを行うとともに、協議 指針を作成し、押印数の削減を図った。 また、原議移管手続の変更や入札参加条件の決定手続におけ る特例起案帳票の適用などを行い、事務処理の効率化・迅速化 を図った。	改善済
1-11 (48)	意見	旅費の支給手続き 等の簡素化	1回の出張で多段階の手続きが必要であり、上職位者ほど押印業務が過大となっている。 決裁事務の簡素化を図るため、承認印を必要とする範囲(出張地域もしくは金額基準)を限定するなど、旅費事務の簡素化を検討されたい。	平成16年4月に旅行命令に係る決定区分の見直しを行うとともに、同年8月に、協議先の見直しを行い、決定関与者を最小限に留めることとし、旅費事務の簡素化を図った。 決定区分(宿泊を伴う内国旅行)の見直しは、次のとおりである。 ・旅行者が課長の場合 局長決定 → 部長決定 ・旅行者が係長および一般職員の場合 部長決定 → 課長決定	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-12 (49)	思兄	文書総合管理シス テムの導入と事務手 続の簡素化	下水道局は、文書総合管理システムを平成 16年4月から導入予定であるが、導入前に、 協議に関する事務処理の見直しを行い、「事 案決定の関与(協議)」について基準を明確 にし、審議のスピード化と事務処理の簡素 化が可能となるよう検討されたい。		北美汶
1-13 (54)	思兄	下水排除検査常習 的違反者に対する指 導の強化		「事業場の排水規制に関する指導要領」を改正するとともに、 指導対象とする事業場を重点化した指導計画を策定し、平成16 年4月から重点的な立入検査・指導を行っている。(平成16年度 は、5,759事業場に対し延べ9,261回の立入検査を行い、552回の 行政指導を行った。) また、常習的な下水排除基準の違反事業場に対しては、頻度 を高めて立入検査・指導を実施することで、指導・監視を強化 している。(平成16年度は、89社の常習的な違反事業場に対し 立入検査・指導を実施した結果、42社の改善が図られた。)	改善済
1-14 (54)		水質規制業務の費 用対効果の向上	水質規制指導の事業費12億円のうち、人件費が9割を占めている。 効果を上げるため、広域的水質監視体制を 効率的に進め、違反事業場に対する規制も強 化し、効果的、効率的な改善を検討して人的 コストの削減に努められたい。 水質分析については、今後のあり方を明確 にし、費用対効果を勘案して水質検査業務の 民間企業へのアウトソーシングも検討されたい。	広域的水質監視体制について、監視地点を9地点から16地点に増やすことにより体制の拡大を図るとともに、試料採取や分析作業を全面的に委託した。 また、違反を繰り返す事業場等への指導を重点的に行う指導指針を策定し、立入指導の効率化を図った。 個別監視業務については、農薬等7項目について分析作業を委託した。 上記対策に合わせ、より効率的な執行体制の構築を図り、15人(平成14年度110人→平成17年度95人)の人員削減を行った。	改善済

下水道事業の経営管理について

[下水道局]

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-15 (55)	意見	排水設備調査に基 づく指導啓発	新築などで届出のあった排水設備の調査について、調査実施結果に基づき、調査対象外についても指定事業者に対して指導啓発を行われたい。	排水設備計画届出書に基づき適正に施工すること及び計画図面との相違があった場合は竣工図を提出するよう、排水設備計画届出の受付の際に全ての指定事業者に対して指導啓発を行っている。(平成16年度の届出件数 18,837件)また、東京都管工事工業協同組合など関係3団体に対し、加入している全会員への指導啓発を実施するよう要請するとともに、同組合等が主催する支部会へ出席し、指定事業者に対する指導啓発を行っている。(平成16年度は、112回出席し延べ4,605者の事業者に対し指導啓発を行った。)	改善済
1-16 (59)	意見	区部における軽量 細粒材事業とメトロ レンガ事業の継続性 の見直し	レンガ事業の生産量は公共工事の減少を受け 平成13年度以降激減している。 固定費が大きく汚泥1 t 当たり25千円~30 千円の多額な処理費用は健全経営の視点から 問題である。	平成15年度末をもってメトロレンガの製造を休止するとともに、在庫の整理に努め、平成16年度末で在庫を一掃した。 軽量細粒材事業については、軽量細粒材の需要拡大の検討を行うとともに、庁内関係部局や造園業者等へのパンフレットやサンプル配布等による利用拡大に向けた活動を実施した。さらに、「都環境物品等調達方針」の中の都が調達を推進する特別品目として軽量細粒材を位置づけるよう働きかけを行って、当該方針の中に明記されるなど、需要創出に向けた活動を行っている。	改善済
1-17 (61)		流域下水道におけ る汚泥のコンポスト 処分の移行	流域下水道の汚泥コンポスト化は、1 t 当り約14千円と他の資源化方法に比べ割高であるので、コンポスト処分を廃止して、セメント原料化などへ移行することを検討されたい。	アスファルトフィラーへの資源化拡大などにより、平成16年 度からコンポスト処分は廃止した。	改善済

下水道事業の経営管理について

[下水道局]

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-18 (63)	意見	工業用水の使用に 伴う汚水の下水道料 金徴収業務の水道局 への委託の検討		委託化に向けた協議を行うため、水道局との間で協議会を設置し、前向きに協議を重ねてきた結果、事務処理体制の相違や 大規模なシステム改修の必要性など、費用対効果の面での課題 を整理することができた。	改善済
1-19 (64)	意見	「せせらぎの里」の 無休化	落合処理場北側施設上部を「せせらぎの 里」(公苑)として都民に開放している。 住民に人気があり、無休要望もあることから、管理業務委託費を極力増やすことなく、 特に夏季における開園日の拡大を検討された い。	平成16年度から7月~8月の期間については無休とし、開園日 の拡大を図った。	改善済
1-20 (66)	意見	(コトなどよ田 昭小) ファーナレート		当を平成17年1月1日をもって廃止(5年間の経過措置有り)した。 [経過措置] H17.1.1~H17.12.31 3.33% H18.1.1~H18.12.31 2.66% H19.1.1~H19.12.31 1.99%	改善済
1-21 (67)		日本下水道事業団 の管理諸費率の低減 化努力	工事を委託している日本下水道事業団の管理諸費率(金額により3.3%~5.3%)は、人件費等を支弁するための実費を超えているにもかかわらず事業団設立以来変更されていない。 事業団の管理諸費率を低減させるよう交渉努力されたい。		改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-22 (73)	意見	市場価格の実勢を 反映する予定価格の 策定	格が下落しているデフレ現象に追いつけず予 定価格が高止まりしている傾向がある。 建築物や道路舗装等の費用を面積や体積当 たりで計算した価格を「市場価格」と比較	土木工事の桝及び取付管、建築工事の内外装工事について、 平成16年10月より「市場単価」を導入したことにより、10月以 降積算した工事において、桝及び取付管については概ね5%程 度、内外装工事については概ね30%程度、コストを削減するこ とができた。 また、従来は価格変動が大きい資材については、年に2~3回 の割合で単価改定を行っていたが、平成17年度から四半期毎に 全て改定を行っている。	改善済
1-1 (74)	指摘	毎年の見積単価の 見直しの実施	下水道管渠補修に使用する「部分補修用内面被覆材」の単価は、見直しをする必要があったが、電話による聴取調査の結果、単価に変動が無いものと判断し改定を行っていなかった。 単価設定対象外の特殊な部材も使用する各部署において、今後、見積依頼の経緯が明確になるような見積方法の採用と、単価決定の事実を文書として記録しておくように改善されたい。	平成15年10月から、見積依頼書及び見積書の提出を文書により行い、手続の明確化を図った。	改善済
1-23 (78)	思兄	長期継続工事にお ける発注の取扱いの 見直し	実態は継続工事であるが、予算上の制約から工事が分割され、当初工事のみ指名競争入札でそれ以降は工事金額が大きくても随意契約となっている。 予算および国庫補助制度を勘案しながら、可能なものから長期請負契約の適用も含め、工事発注から入札手続について、より一層競争性と透明性が確保できるよう検討されたい。	分割発注により生じる後発工事の随意契約金額を縮減するため、3年債務負担工事の適用について選定基準を定めた。また、債務負担額や工期を出来るだけ多く確保し、より競争性を発揮させるとともに、透明性の向上を図った。	办美汶

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-24 (82)		作業および業務委 託契約における適切 な競争性の維持	公共下水道の管渠補修、管渠清掃、下水等 処理の3業務に関して、契約金額上位15件を 見た場合、45件中14件が同一業者が同一種類 の業務で受注しており、落札率の平均も 98.5%および97.1%と高い比率になってい る。 流域下水道については、共同企業体の構成 員に、一部組替があるものの全ての処理場で 5年間同一業者が業務を受託し、全取引35件 (7処理場5年間)中、落札比率が99%以上の ものが20件で過半数を占めている。 指名競争入札の実施においては、業者の選 択範囲を拡大し、電子入札を含む電子調達方 法を実施するなど、より競争性が機能するよ うな仕組みを構築するよう、十分に検討され たい。	受注機会の確保、競争性の向上を目的に「東京都下水道局工事請負指名競争入札参加者指名基準」を改正し、指名者数の拡大を図った。	改善済
1-25 (86)	意見	あるべき退職給与 引当金の会計方針	て393億円不足している。	引当不足額を平成27年度までに充足していくこととし、平成 15年度から引当不足額を含めて引当金の計上を行った。 今後も決算処理等を適正に行い、不足額を平成27年度までに 充足していく。	改善済
1-26 (88)	意見	修繕引当金の計上 方法の見直し	修繕引当金の算定は、支出が確実な案件について合理的に見積って計上するものであり、過去の実績等は直接影響を及ぼすものではない。 将来発生が見込まれる修繕費を合理的に見積って計上するとともに、目的に即した支出は取崩しを行い、より適切な会計処理を行うよう実施されたい。	修繕引当金の算定に当たっては、将来発生が見込まれる修繕費を合理的に見積ることとし、平成15年度決算からこの基準に基づいた修繕引当金の引当て・取崩しを行っている。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-2 (90)		暫定使用した建設 仮勘定の本来の固定 資産への振替	平成14年度末に建設仮勘定に計上されている残高のなかには、管渠の一部が完成して、 貯留管として暫定使用しているにもかかわらず、本来の固定資産に振替えておらず、建設 仮勘定に計上したままの管渠が461億円あ る。 暫定使用といえども、当該使用部分を償却 資産に振替え、減価償却を実施されたい。	償却資産への振替基準を改正し、暫定使用の資産についての 減価償却を行うこととし、平成15年度より実施した。 今後も暫定的に使用する場合には、振替基準に基づき償却資 産への振替えを行う。	改善済
1-27 (92)	意見	有形固定資産の減 価償却の開始時期	地方公営企業法施行規則では、事業年度の中途に取得した有形固定資産の減価償却は、使用に供した時点から減価償却を行うことが出来るとされているが、下水道局では、固定資産事務規程に従い、固定資産に編入した年度の翌年度から償却している。 「適正な期間損益計算」を実施する視点から、翌年度償却開始ではなく供用開始時から減価償却を実施されたい。	適正な期間損益計算を行うため、固定資産の減価償却を供用開始時から実施することとし、月次償却に対応できる新固定資産システムを構築しており、平成18年4月より新システムの運用を開始する。	改善済
1-28 (94)	意見	資産計上すべきソ フトウェアの会計処 理	地方公営企業法施行規則では、システム開発にかかるプログラム開発金額は、民間企業の勘定科目を考慮し区分することになっている。 また、研究開発費等に係る会計基準であるといる。 また、研究開発費等に係る会計基準であると認められるものは、資産計上すべきととないる。 今後、ソフトウェアの会計処理は、システムの制作途上に支出した金額は無形固定資時において、システムの建設仮勘定等に計上し、システムの建設を設定等に計上し、一定の償却期間を定め減価償却を行い、正確なコストを算出するよう会計処理を検討されたい。	なお、システムの制作途上に支出した金額は建設仮勘定に計 上し、システム稼動時においてソフトウェアとして無形固定資	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-29 (95)	意見	委託料整理簿の整 備と有効な管理の実 施	北部管理第二事務所では、工事委託に伴い委託先企業に概算払いする際、規定されている委託料整理簿が作成されておらず、工事費内訳整理簿の裏面に概算払額を記帳して消込みを行っている。 委託料整理簿を作成し有効な管理をされたい。	適正な事務処理を行うため、各所へ委託料整理簿を送付する とともに、事務処理要領に基づく管理の徹底を図った。	改善済
1-3 (98)	指摘	固定資産に係る取 得経費の適切な配賦	固定資産の取得価格の計上にあたり、取得価格のほか取得に要した費用を取得経費として配賦(資産化)しているが、そのうち、総務部、職員部等の人件費などは、直接・間接的に関係ない部門費用であるので、工事配賦事務費から除外されたい。	総務・職員・経理部の費用は、平成15年度決算から建設工事 や資本勘定支弁職員に関連する費用を除き、損益支弁で整理す ることとした。 さらに、平成16年度執行分からは、建設部の管理部門の費用 および計画調整部の費用については原則として損益支弁に整理 し、工事配賦事務費から除外した。	改善済
1-30 (101)	意見	計画的・効率的な 固定資産の実地調査	流域下水道において局の固定資産事務規程に規定されている固定資産の実態調査が行われていない。 今後区部及び流域で全処理場を対象に計画的・効率的に実態調査を実施されたい。 また、循環的棚卸の実施を計画立案することが望まれる。	これまでの実態調査を、全件を網羅的に調査する目的の実地調査と新規取得資産の振分け等を調査する実態調査に区分した。 なお、実地調査については、全ての固定資産について、3年を1サイクルとして調査することとし、平成16年度から実施している。 今後も実地調査および実態調査を継続的に実施し、固定資産の適正な管理を行っていく。	
1-4 (103)	指摘	長期未精算金の適 切な会計処理と事務 処理の適正化	平成5年度、11年度に発生した未収金は、回収見込みがないため貸倒処理すべきであり、平成6年度に発生した未払金は、時効期間を経過しているため雑収入に計上して処理すべきである。 今後、債権等の分別管理、適切な会計処理、所管課への適時の報告、事務引継事項の基準等の制定等を図られたい。	指摘があった4件については、欠損処理など適切な会計処理を 行うとともに、債権、債務の管理を適正に行うよう周知徹底を 図った。	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-31 (105)	意見		企業債発行差金の償却は、地方公営企業法施行令の規定に準拠して、発行年次の翌事業年度から行っている。 企業債発行差金も割引発行に基づく利息という性格が強いものである以上、企業債の発行によって調達された資金が運用されている期間に対応して償却していくべきものであり、施行令もそのように解釈することができる。 企業債発行月から月割で償却していくことを検討されたい。	平成16年度より、企業債発行月から月割による償却を行った。	改善済
1-5 (106)		下水道施設の損傷 に係る補修費用の請 求の取扱い	共同企業体の請負った工事により下水道取付管が破損したことに対し、共同企業体が費用負担を認めたが、下水道局の請求金額には設計監督事務費が含まれていなかった。下水道法の規定では、復旧費用相当額と設計監督事務費が損傷負担金である。今後、下水道局は統一的な事務処理を周知徹底し、同様な案件が発生した場合、法に基づき設計監督事務費を含め請求されたい。	担金として整理するとともに、損傷原因者と再協議を行い、設計監督事務費分を徴収した。 また、再発防止対策として、損傷負担金事務取扱研修会を実	改善済
1-32 (108)		流域下水道が負担 する総係費等のより 適切な算定方法	流域下水道が負担する総係費等は、総係費の8割以上が人件費等の課税対象外項目であるが、総額から単純に消費税相当額を控除している。 また退職金の負担について建設部門の人員が考慮されていないため、8,200万円少なく算定している。 人件費相当額は、税抜金額を基礎として算定するよう計算方法を見直されたい。 また、退職金については、建設部門の人員も含めた人件費比率で按分するよう計算方法を見直されたい。	平成15年度から、流域下水道の負担金額の算定は税抜計算で 行うとともに、退職給与金を按分する比率は、建設部門の人員 を含めて算定している。	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-33 (110)	思兄	管理組織単位ごと における原価管理意 識の高揚	下水道局は、各部署と協議し業務管理に有用な原価を提供する計画を進めているが、各部署が管理する費用の総額(処理コスト)を随時に把握できる仕組みにはなっていない。 各管理事務所の業務管理に有用な原価情報を提供するシステムの導入を進められたい。	なお、新システムでは、①管理事務所単位 ②出張所、ポンプ所、水再生センター単位 ③処理区単位 ④行政区単位 ⑤ 事業区分単位に費用計算を行い、各部署に原価情報を提供して	改善済
1-34 (112)	恵見	下水処理場のネッ トワーク設備による 効率化の促進	現在多摩川上流処理場と八王子処理場を連絡管で結ぶ計画があり、両処理場の設備投資を試算すると10年間で40億円の経費が削減されると考えられる。 ネットワーク拡大化に関しては、光ファイバーを敷設することで、運営の効率化と管理コストの削減等のメリットが考えられるが、経済性と有効性について具体的数値をもって事前評価を十分に行って、実施されたい。	多摩川上流水再生センター・八王子水再生センター間連絡管は、平成18年度から稼動する予定であり、連絡管の稼動時期に合わせて、処理機能の相互融通など一体管理を実施し、経費削減を図っていく。 今後、同様な計画がある場合には、本連絡管稼動後の実績を踏まえ、次期計画の事前評価を実施する。	改善済
1-35 (114)		新しい技術の採用 による管理費の削減		費用対効果の検証を行った上で、八王子水再生センターや北 多摩一号水再生センターなどの一部の施設に超微細散気装置や 生物脱臭装置を導入した。 今後も、設備の増設や更新に合わせて計画的に導入を図って いく。	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
1-36 (116)		指導監督責任の十 分な遂行	下水道局の監理団体である東京都下水道サービス株式会社(以下「TGS」という。)の売上高総利益率は、受託事業全体で収支均衡する水準にあると思われるが、中には高めの粗利益が出ているものもある。下水道局発注事業を現在より少しでも低廉な金額で委託できるよう、TGSに対し、個別業務の原価をより一層厳密に管理するよう指導監督することが望まれる。また、TGSにおける経費の執行管理、部門別業績把握が不十分であるので、十分指導監督されたい。	構築をTGSに対し指導した。現在、TGSにおいてシステム 構築が完了し、試行・検証を行っている。 また、TGSに対し、経費執行状況など経営情報を四半期ご	改善済
1-37 (117)	意見		有明処理場の管理業務は、下水道局、江東区および東京臨海熱供給株式会社の三者が、平成8年度からTGSに委託している。 委託契約によると、将来的に増加が見込まれる修繕費により管理報酬が増加する仕組みになっている。また、管理報酬以外に別途定められている人件費についても当初から見直されていない。 管理報酬の算定の仕組みおよび現場管理費の妥当性について、実態に沿った管理業務委託費に見直すべきであり、三者の総会において定期的に検討されたい。	管理業務を委託している三者で検討し、報酬額の算定基礎から管理人の人件費および大規模修繕費を除外するとともに算定率を2ポイント引き下げた。 今後も委託している三者において定期的な検討を行い、実態に則した報酬額の算定に努めていく。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-1 (132)		東京農業の特徴を見据えた補助事業へのシフト	都内の農地面積や生産額を見ると、東京割を見たされて、東京割る。の人間では、農業では、大田の高地域の高速では、大田の高速では、大田の高速では、大田の高速では、大田の高速では、大田の高速では、大田の高速では、大田の一下の一下では、大田のいいは、大田のいいは、大田のいいのでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のいいのでは、大田のでは、大田のいいのでは、大田のいいのでは、大田のでは、大田のいいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のいのでは、大田のでは、大田のいのでは、大田のいいのでは、大田のいのでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のいいのでは、大田のでは、大田のいいのでは、大田のいいのは、大田のいいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいのでは、大田のいいのは、大田	① 国への要望 平成16年に国に対して、国が実施する農業振興補助に係わる事業で「都市農業支援総合対策事業」以外についても、都市地域の事情に合わせ生産緑地の高度利用をする生産施設等を事業対象とするなどの措置を講ずるよう要請を行った。 ② 都市農業支援策の見直し 平成17年度から「魅力ある都市農業育成対策事業」に新規組替を実施し、下記のように改善を図り、予算額を18,300万円に増額し、重点化した。 (1)事業者の対象を認定農業者、エコファーマー等の担い手となる農業者を中心とし、に改善した。 (2)事業メモーを4つに再編し、(7)ブランド化を目指す農業者への支援、(が)環境調和を目指す農業者への支援、(が)環境調和を目指す農業者への支援、(が)環境調和を目指す農業者への支援、(が)環境調和を目指す農業者への支援、(が)環境調和を目指す農業者への支援、(が)環境調和を目指す農業者のの支援、(が)環境調和を目指す農業者のの支援、(が)環境調和を目指す農業者のの支援、(が)環境調和を目指す農業者のの支援、(が)環境調和を目指す農業者のの支援、(が)の大に取る場合である。 (3)上記ハード事業に付帯して、各事業メニューにおいて、消費者に生産物の認知を移した。、人間であるといる。具体的にはPR用パンフレット類の作成などを行っている。 ③ 食料安全室の設置 平成16年度に、食に関する安全施策を総合的に実施する食料安全室を設置した。食料安全室では、トレーサビリティシステム導入のための機器整備の支援などを実施し、食に関する安全・安心の推進を図っている。	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-2 (135)	意見	島しょ漁業関連補 助事業の見直しの望 ましい方向	島しょ漁業に関連し計画的な水産基盤整備に取組んできた結果、概ね施設整備は充足の利用率を高めていくことである。 都の目指す「自立安定した漁業」を確立していくため、流通チャンネルの整備や水産物でいるである。 都の目指す「自立安定した漁業」を確立していくため、流通チャンネルの整備や水産物では大が重要であり、関発・育成および販路の拡大が重要であり、観光振興と連携した地元消費の拡大などの販売対策の施策や水産資源の確保に向けた施策の展開に軸足を移していくことを検討されたい。	① 東京ブランドの推進と販路拡大策 平成15年度に実施したモデル販売の結果をもとに、平成16年9月に東京都漁業協同組合連合会が運営する「東京の海味うみ」をオープンさせた。IT販売を本格実施すると共に、東京ブランド10魚種(江戸前あなご、江戸前あさり、人丈たるかつお、八丈春とび、小笠原えび、さざえ、東京産水産物を示すロゴマークを作成して販路拡大を進めている。 ② 地元消費の拡大伊豆大島では、漁協女性部による地元の魚を使った加工品が学校や特養老人ホーム等の給食としてメニュるた加工品が学校や特養をこれら加工い特産品としてメニュるまた神津島や伊豆大島の商品化と販売に取組んでいる。また神津島や伊豆大島では、新しい特産品としてよびツノザメやヨシキリザメの干物の商品化と販売に取組んでいる。なお、これらの商品化に対しては、島しょ農林水産総合センターが支援を行っている。 ③ 水産資源の確保大島、三宅島において、漁場環境調査を実施した。種苗放流については、アワビ、トコブシ、サザエなどの貝類のほか、魚類としてアカハタの放流やシマアジの中間育成および放流を実施し、水産資源の確保に努めている。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-3 (139)	意見	補助金交付におけ る評価制度の充実	都は平成13年度から行政評価制度を導入し、農林水産事業関係の補助事業も見直しを行うことにしているが、監査の結果、①補助を行うことにしてが明確でないこと ②補助がでないこと ②補助がでないこと 3少性を評価するという確認めるにないない。 では、その効果に疑問がある。 は、一部については、その効果に疑問がある。 では、一部といる。 では、一部といる。 では、一方法との対した。 では、一方法とは、一方法は、一方法とは、一方法には、一方法とは、一方法とは、一方法とは、一方法とは、一方法とは、一方法とは、一方法とは、一方法とは、一方法とは、一方法には、一方法によりまれまないるは、一方法とは、一方法とは、一方法とは、一方法とは、一方法は、一方法は、一方法は、一方法は、一方法は、一方法は、一方法は、一方法	平成16年度、局内に「事業評価に関する検討会」を設置し検討を進めた。 ① 対象事業:国庫補助事業及び都単独補助事業のうち事業費が1千万円以上の補助事業(災害復旧事業等を除く) ② 評価方法:事前評価(事業実施の前年度)及び事後評価(事業終了5年後)なお、期中評価については事業期間が長期間である林道開設事業について、個別的に対応する。 ③ 評価の視点:事前評価(事業の必要性、効率性、有効性、優先性、公平性など)及び事後評価(費用対効果、事業の効果、施設の利用状況など)を実施する。 ④ 評価委員会:内部評価及び外部評価を部として実施する。 ⑤ 評価時期:平成17年度から実施する。	改善済
2-4 (141)	意見	補助事業の事後評 価実施の必要性	国庫補助事業は、各省庁ごとの規程に基づき事業実施後5年間の利用状況等についての報告が義務づけられている。 都単独補助事業は、事後に定期的な利用状況の報告を求める規程は一部しか存在していない。 このような現状では事業の必要性や効果等について都民に対する説明が不十分である。 都単独補助事業についても事後利用状況等に係る報告収集体制を部として統一的に検討し、補助事業の効果について事後評価を行われたい。	都単独補助事業についても、事業報告の提出を求め事業終了 5年後に事後評価を実施し、事業効果の検証を行うことにし た。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-5 (143)	意見	見積り損益計算書 の必要性	農業施設に対する補助等収益の見込まれる 事業は、見積損益計算書(5年間程度)の提 出を求め、補助金交付前に内容を十分検討す るなど事前評価のあり方を改善されたい。	平成16年度から農産物加工や販売などの収益を目指す施設を導入する場合は、施設の見積損益計算書(5か年)の提出を義務づけ、評価に利用するように改善をした。 平成17年度に再編した「魅力ある都市農業育成対策事業」についても、同様の手続きをとるように要綱・要領で制定し、事業採択の要素として提出された見積損益計算書の適切性及び採算性等を評価することとした。	改善済
2-6 (145)	意見	事業点検調査表の 効果的な利用	農林水産部は平成15年3月から「事業点検 調査表」を作成し、交付申請から補助金の交 付までの手続が適正になされているかを確認 することにしているが、金額の決定過程の妥 当性に関する検討項目がなく、交付決定した 妥当性を判定する基準がない。 また、チェックリストに確認した事実を示 す証拠(記載事項)が残されていない。 金額の決定過程の項目を追加し、審査した 証憑を残しておくため、最少限度の証拠書類 (写)を添付するように改善されたい。	金額の決定過程の項目を追加するとともに、必要最小限の確認資料の(写)を添付するよう、「事業点検調査表」の様式を改善した。	改善済
2-1 (147)	指摘	原始証憑の審査対 象化	都が実施している補助事業の審査は、実績報告による書面審査であることが多い。 補助事業の執行状況の妥当性や執行取引の 実在性は証ひょう類と突合審査をしなければ 判然としない。 審査に際しては、実績報告書と併せ補助事 業に係る証ひょうの提出を義務付け、必要に 応じて団体を抽出し現地調査を行い、①取引 記録の実在性 ②計上金額の妥当性 ③発生 経費の財源として補助金事業予算からの支出 の妥当性を確認する手続を実施されたい。	① 多摩地区の地域農政特別対策補助事業 実績報告の際に、証ひょう等の証拠書類を確認するととも に、必要に応じて団体への現地調査を行うこととした。② 国有農地受託管理交付金事業 当該事業においても、証拠書類の確認を行うとともに、必 要に応じて団体(区市町村)への現地調査を行っている。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-7 (151)	意見		国と都補助事業である「沿岸漁業構造改善事業」で大島町の「地域産物展示提供施設新設工事」がある。 この事業は漁協の敷地に町が建物を建設し、魚介類を販売し町が建物をもも計算を図るといる。 都の審査において、①②創収支割でを関いをである。 都の審査においないの経営書書のが運出を検討していないの容を出すがないの容を計算するででである。 の内容を十分検討していないの資料としているの内容を十分検討していないの資形態に関する概要を資料としているの方のででである。 本で表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表	平成16年度中に事業実施に係る損益計算書の様式を定めた。 なお、平成17年度は、漁協等から収益を目指す施設整備の要望はなかった。 今後、収益を目指す施設整備を行う場合があれば、事業開始 年度から5か年の損益計算書等の提出を求め、計算根拠の妥当性 を審査していく。	改善済
2-8 (152)	意見	補助事業の総括的 な審査体制の整備	農林水産部の補助金行政の執行は農業、林業、漁業の事業別に実施されており、審査書類の整備、審査の実施状況等が統一されていないため、審査事務が必ずしも同一精度には行われていない。 審査事務を統一的に実施するため、総括的審査を実施されたい。	部内統一の「事業点検調査表」を作成し、統一的な審査ができるよう改善を図った。	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-9 (156)			補助事業の目標達成には、事前的にも事後的にも総合的に検討する必要がある。 練馬区の農産物直売所「ふれあいの里」においては、都民のふれあいを目的とした2階研修室、3階多目的ホールは評価対象としていない。また、事業の収支計画の検討や実施後がない。また、事業の収支計画の検討や実施後ではない。また、事業の収支計画の検討や実施後にである。 益状況の評価が行われている直売所の整備にていまた、改善目標を直売の売上高とした。 また、改善目標を改善しているが、農業経営を改善するという強制をである。 補助金の目的が達成され、無駄のない事業が、ないは、は、は、無駄のない。 補助金の目的が達成され、無駄のない事業が、ない、くため、事業が、ない、くため、事業が、といる。 本述に、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	直売所などを導入する場合については、施設の見積損益計算書(5カ年)の提出を義務付け、評価に利用するように改善をした。また、付帯施設の利用状況については指導・改善を図り、平成15年度より利用実績の報告を受けている。平成17年度に再編した「魅力ある都市農業育成対策事業」についても、同様の手続きをとるように要綱・要領で制定した。また、経営の改善目標の設定については、共通目標(担い手の育成)と選択目標(事業メニューに沿って自ら設定する課題:生産高、生産量、飼育頭数など)を義務付け、事業実施後5年間の実績報告を求めている。	改善済
2-10 (158)		策事業の実績報告の 時期	農作物獣害防止対策事業の実績報告書は、 従来、事業完了後5年間の事業導入効果を報 告させていたが、平成15年度から「翌年度の み提出」に改正した。 獣害被害は自然条件により左右されること もあり1年間だけでは効果が把握できない し、また、実績報告書を事業実施の翌年度の 5月までに提出させることでは被害の最も大 きい時期の実績を報告することができない。 侵入防止施設の効果を把握するため、実績 報告書の提出を元の5年間に戻されたい。 また、事後評価のため5年間程度の報告と 実績の評価を行うようにされたい。	平成16年3月に農作物獣害防止対策事業実施要領第9の規定を改正し、事業導入効果報告を、事業完了後5年間知事に報告することとした。 平成17年5月に、事業実施市町村より、平成13年度以降の効果報告書が提出された。 実績報告書については、地域の獣害被害の基礎資料としても活用している。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-11 (159)		林道開設補助金の 費用対効果測定の必 要性		これまで、国庫補助事業を対象としていた事業継続の必要性を審査する期中評価について、都単独事業を含めるよう制度の拡充を図った。なお、平成17年10月に評価委員会を開催した。	改善済
2-2 (162)	指摘	補助事業に伴う事 務費等の適切な措置	補助事務費と工事報告報話を書きる。農業は、補助事務費と工事を開発を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を	(農業関係) 平成15年12月18日付文書にて市町村に対し、事務費及び工事 雑費の適正処理について通知し、併せて、書類整備の指導を 行った。 (森林関係) 平成16年2月23日付文書で、奥多摩町等の市町村に対し、使用 内容を示す書類の整備の指導を行った。 また、完了検査において証拠書類の確認を行っている。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-3 (166)	指摘	相名人代表者の選定に関する審査の見直し	神津島村の農村総合整備補助事業(農村集落排水整備事業)は過去8年間、毎年度指名業者が4社(ゼネコン)に限定され、参加業者は同一である。 指名業者の対象要件は、公共工事の効率性および透明性から当該工事の遂行能力等必要最小限に留め、過去の取引実績の有無にかかわらず広く参加できるよう指導されたい。	平成16年6月9日の担当者会議において、指摘事項の文書を周知し、指導した。	改善済
2-12 (166)	意見	補助事業に伴う公 共工事の審査の見直 し	神津島村の農村総合整備事業(農村集落排水整備事業)において、入札は毎年実施しているがすべて同一の業者が落札している。また、入札後、工事の内容変更が行われ結果として安価に入札しても予定価格まで引き上げられている。 都として、入札後の設計変更は、その妥当性について厳格に審査されたい。また、毎年度、入札後の変更による契約金額の変更が、単に補助事業予算を使い切るために行われているものであると認定されるものがあれば、都の審査において、補助金減額の措置を講じられたい。	平成15年12月18日付文書にて市町村に対し、工事における契 約変更手続きの適正処理について通知し、指導した。	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-4 (168)	指摘	の内容がより明確と	大型まき網漁業対策事業は、漁協連合会が 実施する対策協議会議の運営経費を補助する ものである。 平成14年度の実績報告から対策協議会は6 回開催され、経費旅費、コピー代等1,000千 円で、都は500千円の補助金を交付してい る。 補助事業者は事業完了後、実績報告書を提 出するが、添付書類として補助対象となる ような報告書の提出を求めていない。 今後は、事業内容をより明確にする報告書 を実績報告書の添付書類とされたい。	大中型まき網漁業等対策事業及び自主的資源管理支援対策事業については、平成16年度事業実施に当たり、補助金交付要網の一部改正を行い、実績報告書の様式を変更した。また、併せて、実績報告書に添付を義務付ける資料について補助事業者に対し、文書により指導を実施した。	改善済
2-5 (169)		会議の開催に対す る補助事業における 追加的費用に対する 措置	要であり、補助目的に適合するということで あれば、補助対象にするなどの取扱いを明確 にされたい。	大中型まき網漁業等対策事業及び自主的資源管理支援対策事業については、平成16年度事業実施に当たり、補助金交付要綱の一部改正を行い、①補助対象経費の明示、②実績報告書の様式を変更した。 また、併せて、実績報告書に添付を義務付ける資料について、補助事業者に対し、文書による指導を実施するとともに、証憑書類の整理も指導した。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-6 (170)	指摘	瀬戸沢線林道開設 事業における契約変 更に際しての必要な 手続	瀬戸沢線(桧原村)林道開設工事において、平成14年度林道延長工事が40mから14mに大幅に計画短縮されたが、団体からの事業変更申請は遅滞して提出された。契約関係書類原簿の中には当初計画された40m延長の設計書は入っておらず、変更計画14m延長の設計書が綴られていた。必要な書類を作成し、提出するという定められた手続が行われていない。今後は、適時に事業変更申請書を提出させるよう指導するとともに、契約書類の整備に遺漏なきよう努められたい。	補助金交付要綱に定めるとおり、当初設計の3割(物量基準または金額基準)を超える減少については変更協議書を整備するよう徹底した。なお、平成16年度については、3割を超える変更は発生しなかった。 今後事業計画を変更する場合は、適時に①事業の変更申請書、②変更許可書、③契約変更書類、④竣工書類など一連の書類を時系列に整理・保管するよう指導、徹底した。また、必要に応じて確認することとした。	改善済
2-7 (172)	指摘	生産緑地保全整備 事業における契約に 際しての必要な手続 き		合理的な事業費の決定手続ができるよう営農集団への指導・助言、チェック等を強化するよう区市町村に指導した。特に見積書の提出については、提出期限を定めて同一時期に提出させるよう改善を求めた。 また、区市町村に対し、交付申請、実績報告時に証拠書類の添付を義務づけた。 さらに、事業実施前、完了時に現地での確認を実施した。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-13 (174)	意見	林業特別会計の生 産高度化資金並びに 労働福祉資金におけ る不良債権の管理	林業特別会計の中に、個人林業者に対して都が直接審査し、貸し出す制度がある。 財務審査・債権管理に対して組織的対応が十分ではなく、その結果として、平成14年度末時点で、11,323千円、期末貸付残に対して31.7%の延滞額が発生している。 今後は、貸付審査段階において、金融の専門家の意見を聴取する仕組みを構築されたい。 また、債権管理に関しては、債務者との交渉経過、法的措置を一覧できる書類を整備し、組織的な対応ができるよう検討されたい。	① 「林業・木材産業改善資金運営協議会」の構成員に農林漁業金融公庫(平成16年4月)、さらに東京都信用農業協同組合連合会(平成17年4月)からの委員を加えた。また、借受希望者との事前協議の際に、中小企業診断士等専門家の診断を受けることができるよう取扱要領の変更(平成16年10月)を行い、審査機能の充実を図った。 ② 債権回収マニュアルに基づく統一化した台帳により、長期延滞案件について法的措置や交渉経緯を記録し、共有している。	改善済
2-14 (178)	-	少額補助金の整理 統合の必要性	農林水産部の補助金のうち、1事業当たりの交付金額が100万円に満たないものが22事業ある。 このように少額補助金が多数発生するのは国の補助要綱等の事業区分が細分化されているからであるが、多数ある少額補助金はその分目に見えない間接経費(人件費等)が交付する都側のみならず、受入れ側にも発生しており、社会全体で非効率になっている。 都自身が整理統合するとともに、国に対して事業区分の整理統合の要望を行うことを検討されたい。	小規模補助事業の22事業のうち、平成16年度末までに12事業 について事業終了等とした。また1事業については平成17年度で 終了する予定である。	改善済
2-15 (181)	意見	中山間地域直接支 払制度補助金の見直 し	中山間地域直接支払制度補助金が少額であることについては、制度上やむを得ないものである。少額補助金であることをもってその効果を一概に否定することはできない。 しかし、交付される補助金の額とほぼ同額の事務経費を要しているのは経費効率上問題である。事務内容を見直し、効率的な執行が図られるよう検討されたい。	事務経費の補助金については、平成16年度は市町村への事務 見直しの指導により、事務執行の効率化が図られ、事務経費を 半減させた。 平成17年度は、より効率的な執行ができるように事務の簡素 化(協定範囲の統合や規約の一本化など)を市町村に指導して いる。 今後も引続き市町村への指導を継続していく。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-16 (181)	意見	林業普及事業補助 金の見直し	林業普及事業として、児童に教える立場の都内小学校教員を対象に林業体験を行うものであり、1人当たり6千円の滞在費補助を支給している。 森林・林業ファンを増やすための普及努力は必要であるが、都内1,300校のうち、対象者は年間20~30人程度であり、事業効果が不明である上補助金に見合わない事務コストが発生している。 補助事業は廃止を含め今後のあり方を検討されたい。	平成16年3月に教育庁の担当者に説明を行い、平成15年度で事 業を終了した。	改善済
2-17 (182)	意見	内水面域振興活動 推進事業の見直し	内水面域振興活動推進事業は内水面漁業の振興を図るため、東京都内水面漁業組合連合会が行う活動推進事業費に対して補助金を交付するもので、国庫補助金(1/2)の上乗せ事業として実施している。 平成14年度東京都の連合会の国庫補助金は450千円、東京都からの補助金は225千円であった。 補助金額が少額であっても、事務手続きに要する間接経費は相応にかかることから事業実施という観点から見ると非効率になっている。 観光振興などを含む他の事業と統合するなどして、補助金事務の効率的な執行を検討されたい。	「内水面域振興活動推進事業」(225千円)と同一の実施主体 (都内水面漁連)が実施している「漁場環境生物等保全事業」 (900千円)との補助金交付要綱を一元化して1,125千円とし平 成17年度事業から実施している。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-8 (183)	指摘	多摩森林整備・林 業振興事業の見直し	当該事業は、特定地域を定めて森林整備・ 林業振興を図りモデル地区をつくることが目標であるが、木材価格の低迷から伐り控えが 進み林業生産が停滞し、森林の整備も滞り、 具体的に行われた事業内容は、林業体験講習 会、森林整備協議会による視察旅行、境界調査、筆(森林資源現況)調査であり、本来の モデル地区づくりにはなっていない。 林業の構造的な要因を踏まえ、新たな森林整備や林業振興事業の目標を明確にして実施する等そのあり方を検討されたい。	事業の見直しにより、平成15年度をもって事業を終了した。	改善済
2-9 (186)	指摘	事業補助の継続の可否	当該事業は、都市化進展の中、市街化区域 のうちの無秩序な壊廃の防止と都市と調 、農業の確立を目的にいる事業でを制 、大き間地の基本計画策定を行う(財) 、大きに対して1/2(1件100万程 を開発協会に対して1/2(1件100万程 度、平成14年度:2件、242万円)の補助した をでいるが、直近10年間の20件中、完了件に対 である。 といるが、直近10年間の20件中、完了件に対 が、一部完了及び施工中が各1件に組 でいるが、一部完了及び施工中が各1件に組 がまない。 設立立認可申請期限が平成23年5月であり、 、 設立立認可自意に要する期間を考慮する。 、 、計画を 、計画を 、計画を 、計画を 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	本事業については、改善計画に基づき、平成16年度をもって 事業終了とした。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-18 (189)	意見	小規模土地改良事 業の経済的・効率的 な発注方法の促進	農耕道路や林道などの連続している事業について、補助対象を細分化している結果、補助対象事業が数年度に分割され、完成までに時間を要している例がみられる。補助対象事業を重点化し、経済的効率性を高めるとともに、効果を早期に発現させたほうが望ましい。都単独補助事業の青梅市木野下地区の農耕用道路(小規模土地改良事業)と橋梁工事は、平成10年から平成15年度にかけて憲治とである。道路は343.6mを4年間、橋梁は3年間に3区分し、それぞれ分割して、別会社に発注している。本来、補助金を受けた当該市において5年間分の道路工事を1社に、橋梁工事について、全体の工事や関連工事について、全体の工事代金の引下げを行えるよう検討されたい。	① 事業採択のガイドラインの設置 平成16年度に下記のガイドラインを設け、平成17年度新規 採択事業地区から運用した。 ・ 工期短縮による工事コスト低減の視点 ○ 標準工期 3年 ○ 限度工期 5年 ② 平成16年度事業地区の予算を重点配分した。 ・ 国庫補助事業に移行 1地区 ・ 重点配分による工期短縮 2地区	改善済
2-19 (191)	意見	林道の同時並行工 事の重点的施工の実 施		平成17年度の林道開設事業については、平成16年度開設10路線を平成17年度開設8路線に削減するとともに、1箇所の事業規模を100m以上とするなど、事業の重点化に努めた。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
2-20 (193)	意見	業振興施設整備事業 における施設の取替 更新等を視野に入れ	ると、国指導もあり減価償却費は補助金部分を控除した自己資金部分のみを対象として計上している。 また、施設整備後の経理は、収支計画に従い圧縮記帳後の残高を対象に減価償却するの	① 漁協緊急再生事業により、各年度ごとに事業利益の黒字化等目標をたてて、実施している。 今後、計画の見直し等を行い、事業効果を最大限、引き出すとともに、漁協が自立安定した団体になるよう指導していく。 ② 平成16年9月に都漁連が運営する、IT販売を本格実施すると共に、東京産水産物を示すロゴマークを作成し販路拡大、漁協の収益力の向上に努めている。また、島しょにおいても地元の魚を使った加工品の製造・販売、学校等の給食としてのメニュー化、朝市や販売施設での鮮魚・加工品の直売等、新販路開拓を推進しており、都としても、今後、更新資金を念頭に入れて内部留保が可能となるよう指導していく。	改善済
2-21 (193)	意見	業振興施設整備事業	資産の耐用年数は国の指導もあり税法基準 を適用しているが塩害などがあり自然環境の 厳しい島しょ地域にあっては、自然環境に合 わせて合理的な耐用年数の適用を国に要望す ることを検討されたい。	合理的な耐用年数の改善については、全国担当者会議(平成 16年7月)で国への要望を行っているところである。 なお、三宅島の被災した漁業施設処分に関しては、補助金返 還を免除するよう要望した結果、現在、国において補助金返還 を免除する方向で検討されている。	改善済

[東京都下水道サービス㈱]

				2 17 17 17 17 17 17	
番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-1 (208)	指摘	取締役会の運営の 在り方	商法は、「取締役会は、会社の業務執行を決し、取締役の職務の執行を監督する」ものとし、取締役は、3ヶ月(四半期)に1回以上「業務の執行状況」を取締役会に報告すると定めているが、東京都下水道サービス株式会社(以下「TGS」という。)は実施していない。 取締役会がより有効に機能するためにも、商法に則り、3ヶ月(四半期)に1回以上「業務の執行状況」を取締役会に報告されたい。	取締役会について、業務の執行状況を報告するため、四半期毎に開催することとした。 平成16年度は、四半期毎の業務執行状況の報告を含め6回開催し、平成17年度は、これまでに5回開催している。	改善済
3-1 (210)	意見	取締役会の活性化		取締役会の運営に当たっては、社外取締役および監査役を出席させ、コーポレートガヴァナンス機能を高めるとともに、積極的に意見を求めるなど取締役会の活性化を図っている。	改善済
3-2 (213)	意見	余剰資金の有効活 用	や固定資産以外の資金(金融資金)としては 19億円を保有している。 TGSは設立以来、事業継続のために内部 留保の充実を大きな経営目標としてきたが、 一定規模が手当てされてきた以上、今後もそ の経営方針では資金の有効活用という視点か ら十分ではない。 TGSは、都と積極的に協議し、資金を有	平成16年度は、汚泥処理業務の効率化を図る「古紙添加設備」の改善にこの資金を活用した。また、余剰資金については、その有効活用に至るまでの間、積極的に資金運用することとし、「資金管理運用指針」に基づき、安全で有利な金融商品を選択し購入している。その結果もあり、長期に運用しているものなどを除いた金融資産の受取利息(利回り)が、平成16年度においては、平成14年度に比較して0.03%から0.08%へ0.05%改善できた。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-2 (214)		有明処理場の管理 者としての適切な資 産管理	TGSは、都、江東区及び東京臨海熱供給株式会社三者が区分所有する有明処理場の共用部分の管理を受託しており、業務の一環として「現預金等の管理」を任されている。そのうち、定期預金3千万円が簿外管理されていた。 管理受託者の責任として、TGSの財務諸表にすべての預金を預金勘定として取込むと同時に、預り金については預り金として計上されたい。	有明の建物管理者としての預り金については、すべてを当社の会計帳簿に計上し、負債科目は、仮受金から預り金への変更を行った。 その後、平成16年10月の東京国税局による税務調査の結果、「有明処理場建物管理の会計は、TGSの会計と切り離して処理するのが妥当」との意見が出された。 このため、預り金については、すべてを当社の会計から切り離して会計処理(分別管理)を行うとともに、担当取締役に管理状況を定期的に報告している。	改善済
3-3 (216)	指摘	長期未収入金の管 理	駐車場料金の長期未収入金は所在不明で督促できない事例が多く、時効の中断を行っていないものが多い。 支払が遅延し始めた場合に「早めに督促する」体制作りをされたい。	長期未収入金の発生を防止するため、平成16年3月に対応マニュアルを作成するなど、早めに督促する体制を整備した。 その結果、新たな長期滞納者は発生していない。	改善済
3-4 (217)	指摘	特許権の管理の徹底	特許権を取得し特許権収入を得ることは、会社の重要な営業目的の一つである。 TGSは、平成15年3月末現在179件の特許権、実用新案権等を所有しており、14年度中に157百万円の使用料収入、144百万円の営業利益を得ている。 特許権に関しては、特許台帳を作成しているが、14年度中に5件の出願案件の審査請求期限切れがある。 共同出願の民間会社が費用負担し再出願しているが、TGSとしても審査請求を催告すべきであった。 共同出願であっても重要な資産となりうる特許権はTGSとしても十分管理をする必要があるので、その仕組みを作ることを検討されたい。	平成16年1月から出願審査請求状況を作成し、毎月末に審査請求期限の確認を行っている。 また、審査請求の期限が切れる3ヶ月前には、共同研究相手である民間会社に通知し、審査請求が提出されるまでの管理を徹底して行っている。	改善済

[東京都下水道サービス㈱]

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-5 (218)	指摘	減価償却計算の誤 りとその修正	ソフトウェアの購入時に誤って工具器具備品とし耐用年数6年、残存価額10%で処理したが、平成12年3月の決算時に無形固定資産に振替え耐用年数5年、残存価額ゼロとし修正しただけで、初年度の計算誤りは修正していない。 後日発見して修正する場合には、過去の計算誤りをも修正して本来のあるべき償却計算を実施されたい。	当該の計算誤りについては、平成15年度決算で修正処理し た。	改善済
3-6 (220)	指摘	賞与引当金の設定 の必要性	税法上の賞与引当金は、平成10年に法人税法が改正され、5年間の経過措置をおいて廃止された。 TGSは賞与引当金を全額計上できないため、引き当てしない方針である。 しかし、財務諸表は、適正な財政状態と経営成績を示すものであり賞与引当金は計上すべきものである。 賞与引当金は会社としての債務であるので、決算期末日において当該会計期間が負担すべき賞与の見積額を賞与引当金として計上されたい。	賞与引当金については、平成15年度決算から負担すべき賞与 の見積額を計上している。	改善済
3-3 (222)	意見	退職給付債務の計 上の必要性	固有職員(19名)の退職一時金は、ほぼ全額貸借対照表に計上されているが、適格退職年金にかかわるものとして、責任準備金が28,629千円であるのに対し、保険料積立金は20,261千円で拠出金を費用とする会計処理を行ってきたが、いまだ8,368千円の不足が生じている。 固有職員の退職年金については、直近の年金財政上の責任準備金から年金資産を控除した額を退職給付引当金として計上することを検討されたい。	退職給付引当金については、平成15年度決算から、責任準備 金から年金資産を控除した額を計上している。	改善済

[東京都下水道サービス㈱]

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-4 (222)		都からの派遣職員 の退職金要支給額増	都派遣職員の在職期間中における期末自己都合退職金要支給額の増加額を発生主義で把握し、適正な損益計算に基づく事業別損益の業績評価を可能にする必要がある。派遣職員の期末自己都合退職金要支給額1,506,106千円を引当てるために必要な、平成14年度期末自己都合退職金要支給額の増加額8,454千円を取り込んだ原価管理のための資料を作成し、原価管理に資することを検討されたい。	退職金要支給額の増加額を原価管理上のコストに取り込んだ 資料を作成し、原価管理に活用している。	改善済
3-5 (224)	意見		税務会計と企業会計には、収益もしくは費用の計上時期と、益金もしくは損金とされる時期との間に差異が発生してくる。企業利益と課税所得に生ずる「ずれ」を調整するのが「税効果会計」であり、財務諸を記しなければならない。法人税法が改正され、TGSが退職手当引当金を設定すれば、平成16年3月期において損金として容認されず、全は、上の税引前当期利益と課税所得に大きな計上の税引前当期利益と課税所得に大きな計との税引があらわれてくる。財務諸表が適切な財政状態と経営成績を示すために税効果会計(企業利益と課税所得の調整)を採用されたい。	税効果会計については、平成15年度決算から導入している。	改善済
3-6 (226)	意見	重要な会計方針 (注記) の充実化	貸借対照表に重要な会計方針の注記が一部 欠落しているので、追加記載が必要である。	平成15年度から決算報告書の重要な会計方針として、次の項目を記載し、注記の充実を図っている。 (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 (3) 税制上の適格退職年金制度の概要 (4) 税効果会計の適用 (5) ヘッジ会計の方法	改善済

[東京都下水道サービス㈱]

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-7 (228)		デリバティブ取引 に係るリスク管理方 針の明文化	TGSは、平成13年2月に変動金利ユーロ円債1億円を購入し、同債の金利を固定化するために円金利スワップ契約を締結している。 この取引は金利を固定するために行われたもので健全であるが、デリバティブ(金融派生商品)取引は、不測のリスクを伴う可能性があるので、リスク管理方針を明文化し、明確に管理するとともに責任の所在を明らかにするよう検討されたい。	平成16年2月「資金管理運用指針」を作成し、デリバティブ取引における管理及び責任の所在の明確化を図っている。	改善済
3–8 (231)	意見	実施の必要性	TGSは、汚泥処理業務のほか施設情報システム事業、土木調査事業等を下水道局から受注している。 会社の経営目標として、部門別収支管理を掲げ、事業ごとに収入と費用の一覧表を作成しているが、部門ごとの人件費配分が適正に行われていないなど、原価管理が徹底されていない面がある。 受託業務の収益状況について、原価管理(利益管理)ができるようなシステムを構築するよう検討されたい。また、減価償却費は、すべて共通部門費としているが、今後直接関係する減価償却費は部門ごとに計上するよう検討されたい。	原価管理システムの構築に向け、平成16年度に試行を行い、 平成17年度中に運用開始の予定である。 また、減価償却費については、平成15年度決算から部門ごと に計上している。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-7 (232)	指摘	許諾に伴うロイヤリ ティのうち、実施実 績のない企業からの	TGSの自主事業の中には、最大の収益源として、保有する特許権や工業所有権の使用許諾に伴うロイヤリティ収入が157百万円ある。 主な特許権はSPR工法であり、平成14年度はSPR工法のロイヤリティ収入が118百万円とそのほとんどを占めている。ロイヤリティ収入は使用許諾企業38社の一時金と実施料であるが、許諾企業38社のうち、施工実績報告があったのは15社であった。残り23社は報告書を入手せず、電話による問い合わせ(施工がない旨)であっないよる問い合わせ(施工がない旨)であったい。業からも報告書を入手し保管するよう図られたい。	平成15年度上半期分の施工実績報告から、SPR工法を許諾 しているすべての企業から文書での回答を得て、処理・保管し ている。	改善済
3-9 (234)	意見	企業法務・企業会 計・税務等の研修と 民間人の中途採用等 による管理部門の充 実化	本社管理部門は、都派遣職員が根幹を担っているが、2~3年で異動になることもあり、都の業務で経験していない会社の法務や会計・税務については、より熟達した人材を必要としているのが実情である。 固有職員の研修の充実、民間人の中途採用の検討に加え、都派遣職員に対しても企業法務・法人税法等に関する知識を深めるため研修など具体的な方策を実施するよう検討されたい。	下水道局に、企業会計や税務の経験がある係長級職員の派遣を申し入れ、より熟達した人材の確保に努めている。 また、固有職員、都派遣職員等の専門的知識の習得を図るため、公認会計士等による研修を実施するとともに、民間研修機関における会計・税務等の研修を受講している。 さらに、弁護士や公認会計士と契約を締結し、専門的知識等を得る体制の強化を図っている。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-8 (236)	指摘		TGSは事業執行方法を含め、常に徹底し	経費縮減の観点から交際費等の削減を図るため、予算管理を 徹底して行っている。 また、平成15年10月に交際費等に関する規程を整備し、使用 目的、相手先、同席者等の取扱いについて明確化した。	改善済
3-9 (237)		タクシー券の使用 についての社内規程 等の必要性	平成14年度におけるタクシー券の年間購入額は20百万円であった。 タクシー券の精算は口頭であり領収書の提出を義務づけていない。 社内規程を確立し、使用目的の記載や領収書の添付をさせるよう改善されたい。	平成15年10月にタクシー券使用に関する規程を整備し、使用 条件、使用後の事務処理方法等を整備した。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-10 (239)		東京都栽培漁業センターの管理運営委 託事業における不要 な支出の処置	未使用官舎(場長)の水道料金と電話料金の基本料が支払われていた。 監査期間中に直ちに休止手続は取られたが、今後、同様なケースの場合は適切な処理 をされたい。	平成14年度分47,748円を平成16年3月30日に都に返還した。また、平成15年度分28,156円については自主財源に振替えて処理した。	改善済
3-11 (239)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	東京都栽培漁業センターの管理運営委 託事業における経理 区分の実施	受託事業の執行にかかる経理区分で、東京都栽培漁業センターの管理運営受託と災害対策種苗生産受託を経理区分せず執行している。 それぞれの委託契約書の規定で、受託業務の経理に当たっては他の経理と区分して処理しなければならないことになっている。 各々の経理を区分し会計処理をされたい。	平成15年12月の理事会において予算を補正し、「栽培漁業会計」中の種苗生産受託事業収入から災害対策種苗生産受託事業収入に11,154,000円を振替えて処理した。	改善済
3-10 (239)		東京都栽培漁業セ ンターの管理運営委 託事業の見直し	東京都栽培漁業センターの管理運営受託は 実費精算方式で、受託者側の執行努力により 事業の効率化、経済化を図っても、不要額と して東京都に返還するだけであり、受託者側 に執行努力が反映されない仕組みになってい る。 受託者に執行努力のインセンティブが生ま れるような受託契約ができるように都に対し て申入れを検討されたい。 また、執行努力のインセンティブが働きや すく、効率的な事業実施を図ることができる ような組織のあり方を同様に検討されたい。	① 経営努力の反映方法(枠組み)について都に申入れを行い、平成16年度中に以下の内容で産業労働局と調整した。(提案内容)財団の執行努力による委託料削減額の2~3倍について、翌年度から数年間にわたり財団へ補助金として付与する仕組みとする。 ② 平成17年度から「栽培漁業センター」と「奥多摩さかな養殖センター」を1つの課で統括する組織改正をしたことにより効率的な経営ができるようになった。また、事業の契約を一本化し、より弾力的な事業執行ができる契約に改めた。	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-11 (241)	意見	屋上緑化事業の原 価管理の徹底	農振財団は都からヒートアイランド対策事業の一環として「都立荏原病院」の屋上に、 が事業として「屋上緑化事業」を受注し、 植栽事業を実施した。 当事業の損益をみると1,958千円の黒字となってが、財団はこの事業がモデル事業であるとと、苗木が支給材であるとと、苗木が支給材であるとと、苗木代と育成費用を含む。)の原価計算を行っていない。 新しい(モデル)事業若しくは公益的事業であっても原価管理を徹底化するよう検討されたい。	「事業別原価計算書」を作成するなど原価管理を徹底すること	改善済
3-12 (242)	思兄	収益事業と公益事	「屋上緑化事業」はモデル事業と認識し非収益事業と判断して一般会計に含め処理している。 今後の事業展開によっては請負い・仲立業に該当する可能性もある。 今後同様な事業を展開する場合には、収益と公益の事業区分を明確にすることや収益事業の損益も明確にし、損益計算を実施するよう検討されたい。	事業を実施する場合は、損益計算を実施していくこととしてい	改善済

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-12 (244)		物品等実地棚卸に 係る調書の作成と保 存	農振財団は都から委託を受け「東京都苗木生産供給事業」を行っている。 財団は都の供給計画に基づき財団が契約の 実者に苗木の掘取り及び供給先へであり搬 大でありながであり場がであり場がでありまででででは、です。 一次ではないるではながでは、ではないででではではでは、ではないではではではではではではではではでは、では、では、では、ないのでは、では、ないのでは、は、ないのでは、は、ないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	平成16年3月に委託契約の物品管理要領を改正し、実地棚卸の 手続を明確にした。 また、この要領に基づき、平成16年3月、平成17年3月に実地 棚卸を行った実地棚卸調書に基づき物品整理簿を作成し財産管 理に役立てている。	改善済
3-13 (244)	指摘	苗木生産供給事業 における無形財産の 財産管理	苗木を管理するため都から借用している 「苗木供給管理システム」が物品管理簿に計 上されていない。 コンピュータソフトについては無形の財産 であっても、価値ある財産であるため、有形 財産同様に帳簿上に計上し、財産として管理 されたい。	コンピュータソフトについては、平成16年度から物品整理簿 に計上し、財産管理に役立てている。	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-13 (248)		苗木生産供給事業 における原価の認識 と供給の在り方	東京都苗木生産供給事業は「苗木を無償で供給する」としている。下水道局は施設緑化下水道局は上途の下水道局は施設場場に使用されて強いる。下水道局は、下水道局は大路地方のでは、無償もので、下水道局がある。は、下水道局がある。は、一次では、大きなが、では、大きなが、では、大きなが、では、大きなが、では、大きなが、では、大きなが、では、大きなが、では、大きなが、では、大きなが、では、大きなが、では、大きなが、では、大きなが、では、大きなが、では、大きなが、では、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが	財団は、平成16年7月8日に有償譲渡の実施に向けた検討や体制整備について、委託先である農林水産部に申入れを行った。この申入れを受けて、農林水産部では、平成17年度から公営企業等に苗木原価の周知を行うこととした。また、農林水産部で公営企業各局の各事業所に対し有償配布の可能性を調査したが、予算措置の都合から、本植栽については有償化することが出来ないとの回答があったところである。部では、公営企業に緑化への協力を得るためには、無償での供給を行っていく必要があると考えている。財団としても、各局を対象とした説明会において、本事業に対するコスト意識を喚起するとともに、苗木植栽後の維持管理を徹底するよう要請を行っていく。	改善済
3-14 (249)	指摘	有形固定資産の適 正な管理	有形固定資産とくに可動性の有形固定資産 を適正に管理するため計画的・規則的に実地 棚卸を実施されたい。 また、会計規程で定められている減価償却 を適正に実施されたい。 (①三者分収林事業等の説明模型2台が固定 資産台帳ではなく備に計上されロジェさを りではなるが、は計算書類はでは計算をはは、有形ととは を一はかった。 ターはかった。 がない定額法により減価度を引力には定額法により減価産産の減価償産の 産はいるが、れていないのでといるが、 ところ、デュールがかった。 も、一次のでは定めが、 を関連しているが、 を関連したところ、 を関連しているが、 をしているが、 をしているが、 をしているが、 をしているが、 をしているが、 をしているが、 をしているが、 をしているが、 をしているが、 をしているが、 をしているが、 をしているが、 をしているが、 をしているが、 をしているが、 をしているが、 をしているが、 をしているが、 をしているが、 をしている をしているが、 をしているが、 をしている をしている をしている をしている をしている をしている をしている をしている をしている をしている をしている をしている をしている をしている をしている をしな をしている をしな をしな をしな をしな をしる を を を を を を を を を を を を を を を を を を	実地棚卸については各年度末に実施することとし、平成15年度末から実施している。 減価償却については、平成16年3月、補正予算を組み対応した。以降定期的に減価償却処理を実施している。 各指摘事項については以下のとおり対処した。 ① 平成15年度中に固定資産台帳へ計上し直した。 ② 平成15年度中に固定資産台帳へ計上した。 ③ 平成16年3月、補正予算を組み、対応した。 ④ 平成16年3月、実地棚卸の際に管理シール等の貼付を行った。 形式の古いPCについては、平成16年度に廃棄処分した。	改善済

番号 (頁)	区分	事 項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-14 (251)		借入金の金利に関 する適切な管理の実 行	農林漁業金融公庫からの借入金の金利は、 据置期間が30年前後と長期であり、固定利率 が3%台のものが多く、なかには最高4.25%の ものがある。 市場金利に比べ高い利率であ る。高利率の借入金がある一方、預金残高は 6億円ある。 特約により繰上償還は困難であるが、交渉 を重ね返済を行い金利負担を軽減すべきであ る。 また、市場金利に対応した低金利への切替 えを要請すべきと考えるので、積極的に検討 されたい。	平成17年4月に借入残高119,868,000円のうちの16,670,000円 につき、借換契約を締結した。 主として3.5%のものにつき、1.5%の金利に借換えができた。 この結果、平成17年から23年間に相当する利息4,478,294円の金 利の軽減が図られた。	改善済
3-15 (252)	指摘	計算書類の作成の 適正化	基本財産の表示に一般会計、強化基金、また、資金範囲に棚卸資産の堆肥が含まれている。 計算書類の作成は公益法人会計基準に従い 適正に行うよう会計処理手続きのチェック体 制の見直しを図られたい。	平成16年度予算からは特別会計として都民基金会計を新設した。	改善済
3-15 (256)		野菜価格差補給金 制度における支払い 時期の迅速化	金から生産者の市場出荷量と価格差に応じて補給金を交付するものである。	平成15年12月及び平成16年8月に事務処理改善会議を開催し、手続の改善を行った。 その結果、出荷期間満了から支払まで、平成15年度上期で平均116日要していたものが、平成17年度上期には平均71日(交付決定からは平均19日)で農家へ助成金が支払われるように改善された。	改善済

[) 財東京都農林水産振興財団]

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-16 (256)	指摘		財団は当該事業に職員1人(都派遣職員)を充てているが、その人件費は都から補助されている。しかし、野菜価格安定対策事業には、この補助金も当該人件費と共通経費等を配賦していないので、この事業の本当の利益管理を行っていない。当該事業の損益計算が明確になるように人件費並びに共通経費等の配賦とそれに対応する都の補助金収入を対比して示すように検討されたい。	平成16年度予算から、人件費を当該事業費の業務管理費に計上し、事業ごとの利益管理を実施している。	改善済
3-16 (257)	意見		就農支援資金制度は、農業内外から新たに 農業に就農しようとする青年に対し、研修お よび就農の準備に必要な資金を無利子で貸付 ける制度である。当該貸付金管理のため社団 法人全国農村青少年教育振興会と業務委本件 貸付金に係る委託業務の内容の貸付金台を は、パソコンの表計算ソフトで作成できる は、パソコンの表計算さほどの労力を要す は、の簡易な表であり、さほどの労力を要する とは思われない。 就農支援資金制度の管理費節約のため、教 育振興会に対する委託料の縮減を要請された い。	平成16年3月に社団法人全国農村青少年教育振興会に減額の要請を行った結果、平成16年度の管理事務委託手数料は165,900円に減額された。(平成14年度は182,700円)	

番号 (頁)	区分	事項	指摘・意見内容要約	措置の概要	措置状況
3-17 (258)		青年農業者確保育 成推進事業における 業務従事実績の明確 化	青年農業者確保育成推進事業の実施に関連して財団に補助金が交付されている。財団は平成8年の当該事業の開始時に育成センターの指定を受け、補助金を使い育成係を設置し事務を行ってきた。その後、財団業務が増大したこともあり、育成センターの管理業務にもだ当事業だけでなく、財団の管理業務にも従事している状況にある。(平成14年度補助金13,508千円) 補助事業に従事している者で、他の業務にも従事している場合には、業務日誌等備置しておくことによって業務の従事実績を明らかにしておくようにされたい。	平成17年度に、新たに都から試験験研究機関(農林総合研究センター)の業務委託(派遣職員約90人)を当財団が受けたことに伴い財団の組織を大幅に改正するなかで、当該補助事業専従職員を配置し、兼務の状況を改善した。	改善済
3-18 (259)	指摘		財団の平成14年度の総勘定元帳を精査したところ、「緑の募金会計」の雑勘定中に、本来、諸謝金として処理すべきものが報酬として、また、委託金として処理すべきものが雑費として計上されていた。 雑勘定を含め、すべての勘定科目について財団の勘定科目取扱要領に従った会計処理を行うとともに、職員の教育・研修を実施されたい。	また平成17年4月、新会計システム導入に伴い勘定科目取扱要	改善済
3-17 (261)	意見	局長による監理団	都産業労働局長が財団法人農林水産振興財団の理事長を兼任しているが、財団は都の業務委託先であり、独立性、透明性、公正性の視点から問題がある。 行政上監督すべき立場にある長が監理団体の長を兼任することについて見直しされたい。	平成17年7月に専任(常勤)の理事長が就任したことによって 兼任は解消した。	改善済

平成18年度 登録第 3 号

包括外部監査の結果に基づき知事が講じた措置の通知内容 平成18年5月発行

編集·発行 東京都監查事務局総務課

新宿区西新宿二丁目8番1号

電 話 03 (5321) 1111 (代)

都庁内線55-531

03(5320)7017(直通)

URL http://www.kansa.metro.tokyo.jp/

印 刷 東京都大田福祉工場

電 話 03 (3762) 7611 (代)